

島根県技能評価認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業主又は事業主の団体もしくはその連合団体（以下「事業主等」という。）が行う技能評価で、技能振興上奨励すべきものを知事が認定することにより、職業能力の開発・向上及び職業能力を有する労働者の経済的・社会的地位の向上並びに雇用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「技能評価」とは、事業主等がその事業に関連する職種について、労働者（ただし、事業主等と直接雇用関係にある者に限らない。）又は職に従事しようとする者の有する職業能力の程度を評価するものであって、職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）第44条の規定に基づき厚生労働大臣が行う技能検定とは職種もしくは内容が異なるもの、又は補完関係にあることが明らかなものをいう。

(範囲)

第3条 認定の対象となる技能評価の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 島根県内に事業所を有する事業主が実施するもので、島根県内に住所を有する者がその対象者に含まれているもの。
- (2) 島根県内又は島根県外に事業所を有する事業主の団体もしくはその連合団体が実施するもので、島根県内に住所を有する者がその対象者に含まれているもの。

(認定の基準)

第4条 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 技能評価が、職業に必要な技能について行われるものであること。
- (2) 技能評価が、直接営利を目的とするものでないこと。
- (3) 技能評価が、定期的実施されること。
- (4) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (5) 技能評価の実施方法が、公平であること。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする事業主等は、技能評価認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価実施規程
- (2) 技能評価実施計画書（様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

2 前項第1号の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の各号に掲げる事項を記載したものであるとする。

- (1) 技能評価の名称、実施職種及び等級の区分並びに技能評価を受けることができる資格に関する事項
- (2) 技能評価の実施方法及び評価基準に関する事項
- (3) 技能評価の実施回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 技能評価実施のための組織及び技能評価に当たる者の選任に関する事項
- (5) 技能評価の問題作成及び合否の判定に関する事項

- (6) 技能評価に合格した者に対する証明に関する事項
- (7) 技能評価の手数料その他技能評価を受けようとする者から徴収する費用に関する事項
- (8) 個人情報保護に関する事項
- (9) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

第 6 条 知事は、第 5 条第 1 項の申請書を受理したときは、島根県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を申請者に対して通知（様式第 3 号）するものとする。

3 審査会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

第 7 条 認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定技能評価について、「島根県知事認定」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第 8 条 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程の内容を変更しようとするときは、あらかじめ認定技能評価実施規程変更承認申請書（様式第 4 号）に変更後の技能評価実施規程を添えて、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしようとするときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

3 認定技能評価実施者は、その名称、所在地又は主な事業の内容を変更したときは、速やかに認定技能評価実施者変更届（様式第 5 号）を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第 9 条 認定技能評価実施者は、認定技能評価実施の 1 ヶ月前までに、認定技能評価実施計画書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

(実施報告書の提出)

第 10 条 認定技能評価実施者は、認定技能評価を実施したときは、認定技能評価実施報告書・認定技能評価証明申請書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 合格者名簿（様式第 7 号）

(2) 技能評価合格証書

2 前項第 2 号の技能評価合格証書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 交付番号

(2) 合格者の氏名及び生年月日

(3) 合格した職種及び等級の区分

(4) 交付年月日

(5) 技能評価に合格した旨の表記

(6) 認定技能評価実施者の代表者職・氏名及びその職印

(資料の提出)

第 11 条 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を速やかに提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12条 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに認定技能評価廃止届(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定技能評価が第4条各号に掲げる認定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条第1項の規定による知事の承認を受けなかったとき。
- (3) 第8条第3項及び第9条から第12条までに規定する書類の提出を怠ったとき。
- (4) 認定技能評価を的確に実施することができなくなったとき。

2 知事は、前項の取消しをしようとするときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

(認定証明)

第14条 認定技能評価実施者は、認定技能評価実施報告書・認定技能評価証明申請書(様式第6号)により、知事に対し第10条第1項第2号の技能評価合格証書に当該技能評価が認定技能評価である旨の知事の証明を付すことを求めることができる。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。